

会議記録（１）

会 議 名 称	北本市農業委員会 2 月定例総会
開 会 及 び 閉 会 日 時	開会 令和 8 年 2 月 2 5 日（水）午前 1 0 時 0 0 分 閉会 令和 8 年 2 月 2 5 日（水）午前 1 1 時 2 0 分
開 催 場 所	市役所 3 階 文化センター第 1 ・ 2 会議室
議 長 氏 名	横 山 信
出 席 委 員（者） 氏 名	農業委員 1 新 井 保 好 8 大 島 隆 義 2 伊 藤 治 9 清 水 喜美子 3 新 井 信 洋 1 1 内 田 泰 宏 4 横 山 信 1 2 湯 澤 美 恵 5 吉 野 満咲実 1 3 山 本 浩 之 6 加 藤 正 雄 7 加 藤 浩 推進委員 1 荒 井 利 夫 2 加 藤 秀 明 3 諏 訪 光 雄 4 田 島 道 夫 5 新 井 良 和
欠 席 委 員（者） 氏 名	1 0 渡 邊 大 之
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	農業委員会 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也
事 務 局 職 員 職 ・ 氏 名	主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也 主 事 江 澤 海 音
会議資料	別紙のとおり
配布資料	■ 2 月定例総会次第 ■ 第 2 回北本市農業委員会提出議案

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	１ 開会
加 藤 主 幹	皆様こんにちは。
	定刻となりましたので、２月の定例総会を開催させていただきます。
	ただいまの出席委員につきましては、農業委員１３名中、１２名で過半数であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規程に基づき、会議は成立していますことを報告致します。
	また、農地利用最適化推進委員５名が、出席していますことを報告致します。
	それでは、議事の方に入りますが、会議規則第４条の規定により、議事の進行は会長となりますので、横山会長にご挨拶をいただきましてから、議事の進行をよろしくお願いします。
横 山 会 長	（あいさつ）
	２ 議事録署名委員の選出及び会議の公開
議 長	最初に議事録の署名人ですが、１３番山本浩之委員と１番新井保好委員にお願いいたします。
	３ 議案
議 長	それでは、議案書に添って進めていきます。
	議案書２ページ、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」議案を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	当該地は平成３年の相続により、譲渡人の姉の〇〇様が譲り受けましたが、実際に住まれている場所は市外であり、耕作できる環境ではなかったため、対象地の隣に住む弟の〇〇さんが耕作を行っておりました。
	〇〇さん自身も少ない面積ではありますが、畑を所有しており、姉の相続した土地と併せて耕作を行っています。そのため、農機具も耕耘機、草刈り機などを所有しております。
	今後も引き続き、自身の農地も含めて、全面積を使用して妻と一緒にネギ・トマ・きゅうりなどの自家消費用の露地野菜を、年間２５０日間従事し、作付けする計画が提出されております。また、同一世帯には息子もおり、両親は高齢ではありますが、その後は息子が担うものと考えられます。
	以上のことから、許可要件である、全部耕作要件、農作業従事要件、地域との調和要件の３要件がクリアできると見込め、本申請については問題無いと判

会議記録（３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	断しております。
議 長	続きまして、担当の加藤正雄委員より現地の状況等の説明をお願いします。
加藤正雄委員	現況は冬野菜を収穫後、綺麗に管理されている状況です。周辺状況ですが、住宅地の中に農地があるという住宅が多い地域です。周辺地域への影響は西・南側は宅地でブロック塀があり、北側は家庭菜園程度の果樹、東側は道路となっています。このため周辺農地への影響はないと考えます。
議 長	加藤正雄委員、ありがとうございました。 議案第１号件号１について、質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書３ページ、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。 (議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	申請地は申請地に必要性があることと代替性がないことを転用の要件とする農地です。申請書の申請理由から必要性が確認でき、代替性等の検討結果が確認できたことから、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	申請地は国道１７号線から東に１００ｍ入ったところにあり、南の道路側と西側はメッシュフェンスで囲われており、農作物の作付けはされておらず、状態を見ると長い期間、耕耘のみを行ってきたものと見受けられます。

会議記録（４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内 田 委 員	周辺の状況については農地と宅地が混在しています。周辺農地への影響については転用計画では砂利を敷いた駐車場等を整備するものであり、盛土工事を行い、東側農地より若干高くなる予定ですが、土留め擁壁を設置する計画であり、隣接農地は親の所有地のため特に問題ないと考えます。
議 長	内田委員、ありがとうございました。 件号１について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書４ページ、件号２について、事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	申請地は昭和５９年に逆線引き指定され、市街化区域から市街化調整区域となりました。〇〇が昭和４６年に建設され、居住者の駐車場として自治会からの要望により整備されました。当時は市街化区域でしたので、届出のみで農地転用が来ていましたが、その届出を失念してしまい、現在は許可が必要なため追認の許可申請に至ったものです。 申請に当たっては、埼玉県で行う事前の追認できるか否かを検討する追認審査会が開催され、市街化区域の時代に駐車場として整備されていたのは、航空写真で確認することができ、また、引き続き駐車場として利用すること、申請者自身が届出を失念したことを深く反省している点から、審査会を通過したところです。 市の農業委員会としても、これらの経過から許可相当と県に進達するか否かをご審議いただきたくこととなりますが、これまで説明した内容から特段問題ないと考えております。

会議記録（５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、担当の伊藤委員より現地の状況等の説明をお願いします。
伊 藤 委 員	現状は駐車場として利用されている場所で、〇〇に隣接した場所です。周辺農地への影響は特段ないと考えます。
議 長	伊藤委員、ありがとうございました。 件号２つについて、質問はございますか。
加藤正雄委員	申請地は昭和５９年に逆線引き指定され、市街化区域から市街化調整区域となりましたが、届けを失念していたという理由があったが、そのような手続きが必要だということの役所や県の指導はあったのか。
事 務 局	当時から農地法はありますので、届出や許可申請は必要です。相談があれば届出や申請をするように促しますが、実際のその当時に申請人に説明したかは定かではありません。市としては相談等の話があれば当然手続きを促すことを行っております。
加藤正雄委員	現状で追認という申請なのか。
事 務 局	県との協議の中で今後も引き続き現状と使用するという条件に、追認の審査会を通過できたものです。今後、違うものとして使用する場合は審査会を通過することはできません。あくまでも今後も引き続き使用することが条件となります。
加藤正雄委員	現状追認ということで、拡張等はないということでしょうか。
事 務 局	ありません。
議 長	他に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。

会議記録（６）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、件号３について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。） 申請地は申請地に必要性があることと代替性がないことを転用の要件とする農地です。申請書の申請理由から必要性が確認でき、代替性等の検討結果が確認できたことから、特に問題はないと考えます。 なお、申請地は件号２と同様に以前から貸駐車場として使用してきた場所になります。本申請に当たっては、申請地の畑部分は既存の駐車場をすべて畑の状態に戻しての申請を頂いております。
議 長	続きまして、担当の伊藤委員より現地の状況等の説明をお願いします。
伊 藤 委 員	駐車場として使用されていた農地部分は、アスファルトが剥がされ砂利が撤去され農地に復元されております。周辺の状況は〇〇に接しているため農地はありません。そのため周辺農地への影響はありません。
議 長	伊藤委員、ありがとうございました。 件号３について、質問はございますか。
加藤正雄委員	貸施設なので本人が建築されて何らかの会社に貸す形でよいのか。 地域の一翼を担うという理由だが、北本市全体のデイサービスの事業を見て建築を考えたのか教えていただきたい。
事 務 局	申請人が建築した後に〇〇に運営を委託するものです。 〇〇から提出された申請にあたっての理由書では、申請地は主要生活道路に面しており送迎車両が出入りしやすく、近隣には〇〇を中心に住宅地も多く利用者が通いやすいという記述があります。市内全体でのニーズの説明の記載はありませんが、申請地周辺地域ではニーズがあり、妥当なものであると考えております。
加藤正雄委員	ここは〇〇が近いので利用者はあると考える。〇〇の高齢化が少なくなっているという事実もあるかと考えるが、具体的なデイサービスの想定利用人数はどの程度なのか教えていただきたい。
事 務 局	規模は４０人～５０人の利用者が集まれるように、約５００㎡の延べ床面積

会議記録（７）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	の木造平屋建てと申請を頂いております。
加藤正雄委員	延べ床面積が500㎡で転用面積が424㎡、事業面積が999.59㎡ということは、転用部分を含めて999.59㎡でその内建物が500㎡ということによいのか。
事 務 局	転用面積は424㎡、農地以外を含めると999.59㎡となります。施工面積は542㎡、延床面積は499.75㎡、駐輪場6.14㎡、で、それ以外は駐車場等の建物を含まない土地となります。
議 長	他に質問等がないようですので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書5ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」審議を行います。件号1について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	申請地は既に市街地化が進んでいる区域にある農地であり、農業上の利用の確保の必要性が低いことから、農地転用が原則許可の農地でありますので、本申請については問題無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の大島委員より現地の状況等の説明をお願いします。
大 島 委 員	現況については多少雑草が生えていますが管理はされております。周辺の状況について住宅が多数建ち並び農地は少ない場所です。周辺農地への影響についてはないと考えます。
議 長	大島委員、ありがとうございました。 件号1について、質問はございますか。

会議記録（８）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書６ページ、議案第４号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	申請地は一時的な利用で、転用が許可された案件です。 許可後に事業計画の見直しにより許可内容を変更して行うためには、計画変更申請の提出が必要であります。今回の計画変更は規模縮小により、一時転用範囲を減らすという内容であることから特段問題ないと考えます。
議 長	件号１について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書７ページ、議案第５号「北本市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」審議を行います。 なお、本件は計画全体を採決するため、借受人ごとに、事務局からの説明、現地の状況の説明、質疑を行い、最後に計画全体で採決を行います。

会議記録（９）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	はじめに、借受人が同一のため、件号１から５について一括で審議を行います。事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されています。今回の案件については、継続で借受ける案件であり、周辺農地も一体的に利用していることから本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井推進委員	現況は１３筆のうち８筆がブロッコリーが作付けされております。残りの５筆は耕耘し管理されている状況です。周辺の状況は農地が多い中に宅地が点在している地域です。今後の耕作予定は引き続き露地野菜を作付けするということです。周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。 件号１から５について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、件号１から５の審議を終わります。
議 長	続きまして、借受人が同一のため、議案書８ページからの件号６、７について、一括で審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は鴻巣市在住の方ですが、これまで北本市内に約15haの土地を借り受けて耕作しています。今回の案件については、継続で借受ける案件であり、周辺農地と一体で利用していることから本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の荒井利夫推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。

会議記録（１０）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
荒井推進委員	現況は小麦が作付けされ、非常によく管理されています。周辺の状況は農地が多い中に宅地・工場が点在している地域です。今後の耕作予定は引き続き小麦・大豆を作付けするということです。周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	荒井利夫推進委員、ありがとうございました。 件号６、７について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問等がないようですので、件号６、７の審議を終わります。
議 長	続きまして、借受人が同一のため、議案書９ページの件号８、９について、一括で審議を行います。 事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所、経歴、今後の農業経営計画も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は、研修期間を経て、すでに鴻巣市で農地を借り受けて１年間の農業経験があり、生産された野菜等も出荷され販売している実績があります。 将来的には認定農業者として規模や販路の拡大を目指しており、また農福連携を取り入れた本格的な農業経営を目指しております。 これまでの農業経験や今後の意向なども考慮し、専業農家として経営を行っていく決意もあり本申請については問題無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の加藤推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
加藤推進委員	現況ですが〇〇、〇〇は綺麗に整地されています。グリコふれあい通りを挟んだ〇〇、〇〇も綺麗に整地されております。周辺の状況ですが近隣は農地が多く市民農園や家庭菜園が盛んに行われています。今後の耕作予定は周年野菜を中心に栽培を行います。周辺農地への影響は特にないと考えます。 次に〇〇、〇〇はしばらく何も作付けされておらず荒れております。〇〇については宅地に挟まれた場所でおおむね綺麗に整地されておりました。今後は周年野菜を中心に栽培を行う予定とのことです。周辺農地への影響は特にないと考えます。

会議記録（１１）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	加藤推進委員、ありがとうございました。
	件号８、９について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、件号８、９の審議を終わります。
議 長	続きまして、借受人が同一のため、議案書１０ページからの件号１０から１
	５について、一括で審議を行います。
	本議案についてですが、農業委員会等に関する法律第３１条に基づき、〇〇
	委員が利害関係人になることから、退席を求めます。
	なお、件号１６についても利害関係人に該当し、その後採択を行うため採択
	終了まで退席をお願いいたします。
	【〇〇委員 退席】
議 長	事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されております。借受
	人は下沼地域でも周辺農地を含め、一体的に耕作していることから、本申請に
	ついて問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いしま
	す。
新井推進委員	現況は６筆全てが綺麗に管理されております。周辺の状況は荒川の河川敷の
	ため全て周りが水田です。今後の耕作予定は引き続き水稻の作付けを行うとい
	うことです。周辺農地への影響は特にはないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。
	件号１０から１５について、質問はございますか。
	(質問なし)

会議記録（１２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	特に質問等がないようですので、件号１０から１５の審議を終わります。
議 長	続きまして、議案書１２ページ、件号１６について審議を行います。事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は新規就農後、徐々に作付け面積を増やし、現在は約2.5haの農地を借り受け耕作を行っております。 今回の案件は新規の案件ではありますが、高尾地域を重点に耕作を行っている農業者であり、耕作中の他の農地からもそれほど離れていない場所にあるため本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の田島推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
田 島 推 進 委 員	現況は作付けがされておらず綺麗に整地されております。周辺の状況は農地が多い中に宅地が点在している地域です。今後の耕作予定は露地野菜を予定しているということです。周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	田島推進委員、ありがとうございました。 件号１６について、質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、件号１６の審議を終え、採決を行います。 ２月定例総会への提出分の農用地利用集積等促進計画（案）に賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。 〇〇委員の復席を求めます。 【〇〇委員復席】

会議記録（１３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、議案書１３ページ、議案第６号「農業振興地域整備計画の変更協議について」審議を行います。まずは農地部会での検討意見を、新井信洋農地部会長より報告をお願いします。
新井信洋農地部会長	２月１９日に、会長、会長代理を含め農地部会で現地を確認し審議しました。その結果、件号１から件号５までについては全員一致で変更賛成となりましたことをご報告いたします。 なお、農地部会ではいくつか意見等も出ましたので、事務局においてはその点も含めて説明をお願いいたします。
議 長	新井信洋農地部会長ありがとうございました。 それでは、件号１、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
議 長	続きまして、内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	現況は作付けが無く、越年生雑草が所々に生えている状態です。本計画は現状の道路が将来的に接道利用困難になる可能性があることから、私有地内に進入路を新設することで、接道を継続的に確保すること、また幅員４ｍにすることでより安全性の高い生活環境を整備するという内容です。周辺の状況は農地と宅地が点在しています。周辺農地への影響は砂利敷きの予定ですが、隣接する親族所有の農地とはコンクリートブロックによる被害防除を施すことから特に問題ないと考えます。
議 長	内田委員、ありがとうございました。 件号１について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。 （全員挙手）

会議記録（１４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、件号２について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
議 長	続きまして、内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	申請地は件号１の北側に面しています。同じように農作物の作付けは無く、管理のみ行っている様子です。除外理由として分家住宅として農用地区域から除外し宅地利用するという内容です。計画地は両親が住む実家と隣接しておりお互い協力しながら安心して暮らせる良い場所だと感じました。周辺の状況は農地と宅地が点在しています。周辺農地への影響は隣接農地は親や親族の所有地で、特に問題ないと考えます。
議 長	内田委員、ありがとうございました。 件号２について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、件号３について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
議 長	続きまして、内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	申請地は昨年１１月定例総会で議案にあがっていた隣接地になります。前回同様に柿の木が数本あるのみで、管理はされておりますが空き地になっている

会議記録（１５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内 田 委 員	状態です。現在、母屋は建替えに向けて取り壊され更地になっている状況です。 除外目的として申請建築物は農作業用倉庫と砂利舗装の駐車場です。周辺の状況は農地が多い中に宅地等が点在しています。周辺農地への影響は申請地の南北に高さ３０ｃｍ、幅５０ｃｍの土盛りによる被害防除を施す予定で特に問題ないと考えます。
議 長	内田委員、ありがとうございました。
議 長	件号３について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、件号４について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
議 長	続きまして、大島委員より現地の状況等の説明をお願いします。
大 島 委 員	現況はネギが作付けされ、多少雑草もあるが管理された状態です。周辺の状況は農地と宅地が混在しています。周辺農地への影響は、砂利を敷き詰め駐車場を造成しますが、メッシュフェンスを施すため特に影響はないものと考えます。
議 長	大島委員、ありがとうございました。
議 長	件号４について、質問はございますか。
内 田 委 員	東側の膝丈ほどのコンクリートフェンスは工事の時は撤去しない施工か。

会議記録（１６）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	橋を架ける部分は撤去する必要がありますが、それ以外は撤去しません。
内 田 委 員	撤去するにあたってどこに許可を取るのか。許可が取れる見込みはあるのか。復元するためには費用は誰が負担するのか。
事 務 局	橋を架ける申請は、建設課へ占用許可を取る必要があります。 事前に相談を行っているということは報告を受けておりますが、具体的に許可を取ったということはまだ聞いておりません。今後、除外されて転用申請時に占用の許可を必ず受けてもらう必要があります。 また、費用負担は事業計画者が支払うものとなります。
議 長	他に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、件号５について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
議 長	続きまして、伊藤委員より現地の状況等の説明をお願いします。
伊 藤 委 員	現況は３０ｃｍ程度の枯れ草が生い茂っており、４ｍ程の雑木が数本生えている状況です。周辺の状況は農地の中に宅地が点在している地域です。周辺農地への影響は特になく考えます。
議 長	伊藤委員、ありがとうございました。
議 長	件号５について、質問はございますか。
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

會議記錄 (17)

[illegible]

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

北本市農業委員会会長.....

議 事 録 署 名 委 員_____

議 事 録 署 名 委 員 _____